

外国人介護人材等の導入をサポート！

名古屋市補助金制度のご案内

「人が足りない」「どうやって受け入れたらいいのかわからない」

そんな介護現場の声に応えるため、名古屋市では外国人介護人材の導入をサポートする

補助金制度を実施しています。

採用時に必要な紹介料や渡航費、居住費などの費用負担を軽減し、スムーズな受け入れを応援します！



補助対象

以下の外国人介護人材・障害福祉人材を初めて雇用する、

市内の介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所等 ※相談系サービス等を除く

・技能実習生 ・在留資格「特定技能」 ・EPAに基づく外国人介護福祉士候補者

対象経費

事業所が初めて雇用する1名の雇用にかかる経費

・監理団体への入会金、会費 ・紹介費、手数料 ・渡航費 ・健康診断費
・監理費、支援委託費 ・ビザ申請費用 ・居住費 など

※交付決定後に支払った費用に限ります。



補助額

要した経費の4分の3

上限 **55万円**

補助対象期間

初年度交付決定より1年間

※年度をまたぐ場合、2年度目の補助上限は55万円から初年度補助額を除いた額

申請先

介護サービス事業所

名古屋市健康福祉局介護保険課

TEL:052-972-2537 FAX:052-972-4147



障害福祉サービス事業所

名古屋市健康福祉局障害者支援課

TEL:052-972-2558 FAX:052-972-4149



注意事項

- ・初めての雇用であるかは事業所単位で判断しますので
同一法人内の別事業所で外国人材を導入済みであっても差し支えありません。
- ・当該事業所で従事させるために、申請年度内に外国人材を新たに雇用した事業所が対象となります。
申請年度中に雇用契約を結んでいない場合や、同一法人内の別事業所からの異動により従事させた場合は対象となりません。
- ・交付決定後1年間の間に支出した経費が対象となります。
年度をまたぐ場合は年度ごとに実績報告及び請求をしていただき、年度ごとに支給します。
- ・交付決定前に支出した経費は対象となりません。
- ・県による補助事業等、他の制度による助成等を受けた経費は対象となりません。
- ・それぞれの外国人介護人材・障害福祉人材を受入可能なサービス種別であるか事前にご確認ください。
- ・同一時期に複数の事業所において受入を行う場合には、申請書は同一法人内でまとめて、
申請書別紙「外国人介護人材等導入計画書」は事業所ごとに作成してください。